

キューバ農業レポート③

キューバ農業の概要と農政の推移(上)

—農的社会デザイン研究所代表・蔦谷栄—

今回はキューバ農業について概観するとともに、同国農政の推移の前半として1990年経済危機の前までについて確認しておきたい。農用地は659万ヘクタール（2005年、以下同）で国土総面積の60%を占めるものの、農用地の耕作率は49%と、ほぼ半分しか耕作されていないのが実態だ。また農業生産額は17億ペソで、国内総生産（GDP）に占める割合は4.3%であるのに対して、農業従事者は95万6000人と全労働人口に占める割合は20.2%と高い。農業が貴重な就業・雇用の場になっている一方で、生産性は低く、国民経済に占める農業のウエイトは急激な低下をたどってきた。

◇減少が顕著な砂糖と野菜等の増加

改めて農業生産額の推移をみると、「最後の平常時」に当たる1989年は41億5300万ペソであり、その後2005年までの16年間に約6割も減少した形だ。この最大の要因は、砂糖生産が1989年の757万9000トンから2005年には116万トンへ、85%も落ち込んでしまったことだ。また主食となるコメも53万6000トンから36万8000トンと31%も減少している。これに対して野菜・根菜類生産は129万1000トンから622万9000トンと4.8倍の増加。都市農業生産（分類上の都市農業で、ほとんどは都市近郊農業）は0だったものが411万トンへと飛躍的な増加を示している。なお、この間の全労働人口に占める農業従事者の割合は19.6%から20.2%への微増にとどまっている。このようにキューバ農業は経済危機への対応を機に構造的に大きく変化しつつあり、国営農場による砂糖生産から非国営部門による野菜・根菜類生産、あるいは都市農業生産へのシフトが著しい。

キューバは経済危機以前の段階で、既に大規模農法による高度な機械化を達成していたが、経済危機にともなって化学肥料や農薬、機械の消耗品等の資材が大幅に不足する状態に陥った。その後、輸入増加に

よって、これら資材の需給は改善している。

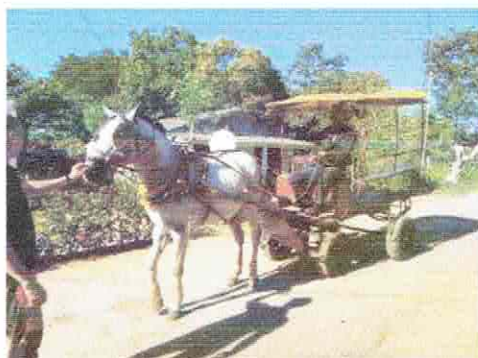
ここで輸入総額に占める食料輸入額の割合の推移を見ておくと、1989年の11.4%が2010年には20%へと増加している。農産品の輸入品目は上から、コメ、コムギ、トウモロコシ、鶏肉、大豆かすとなっており、主食となる穀物や飼料穀物が上位を占めている。

◇経済危機対策以前までの農政の推移

キューバの農政は、1959年の第1次農業改革、63年の第2次農業改革、そして91年10月の第4回共産党大会において決定された経済危機対策を踏まえての農政と、大きく三つのステップに分けて捉えることができる。後藤政子氏（神奈川大学名誉教授）の論文「90年代のキューバにおける農業政策転換の基本理念」ではそれぞれの特徴について、第1次農業改革を「集団化」、第2次農業改革を「国営農場・小農体制の確立」、経済危機対策を踏まえての農政を「国営農場の分割・解体」と整理している。さらに第2次農業改革以降、90年代の農政



牛が放牧されている国道の沿道



あちこちで馬車を見かけることができる

転換までの間を、75年体制にともなう「新たな協同組合形態の導入」時期と、さらに80年代半ばから90年の経済危機発生までの時期をその「修正過程」と分けて位置付けている。

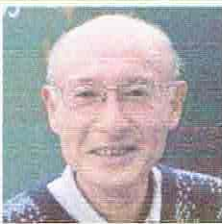
フィデル・カストロ（当時は首相）は経済の多角化と同時に農業の多角化が必要だとして、革命直後の59年5月に第1次農業改革法を制定した。米国の砂糖会社が所有していた農地を接收して、小作人や農業労働者等の農民へ分与することを原則としたが、同時に協同組合による集団化も推進した。個人分与は2カバジェリーア（26.8ヘクタール）までは無償で、それ以上5カバジェリーアまでは有償とされ、約11万人の小規模農家に土地の権利を与えることになった。これにより寡頭制支配による極端な大土地所有制の下にあった農地の44%が国家所有に移管され、第1次農業改革が終了した62年末には、可耕地の59%を私有農が、41%を人民農場（国営農場とサトウキビ協同組合）が占めることになった。



国営市場の隣に設けられた民間の市場

63年には第2次農業改革法が施行された。これは砂糖を武器にして経済建設を目指す「1000万トン計画」を実現していくにあたり、生産をサボタージュする中農や富農から小農を分離するとともに、農業生産を国家のコントロール下に置くことで生産性の向上をはかろうとするものだった。5カバジェリーア以上の農地が接收され、この結果、大規模な国営農場と小規模な私有農に分化することとなり、国有部門の農地面積がほぼ60%、私有部門が40%と、62年末の比率と逆転した。この背景には、亡命や紛争による農地の接收、農家の高齢化にともなう後継者難、若者の都市流出等とともに、砂糖生産の大規模化、近代化のための国営農場の統合と規模拡大の進行があった。

しかしながら、この「1000万トン計画」は失敗に終わり、カストロは「理想主義の誤り」を自己批判し、「75年体制」といわれるソ連化が進められた。新経済システムへの転換として、国営企業の自由裁量権の拡大等による市場原理の導入がはかられた。農業部門でも国営農場を中心とした改革が進められたが、あわせて農業生産協同組合（C P A）といわれる新たな協同組合形態が導入された。信用サービス組合（C C S）のC P Aへの転換、国有地の提供によるC P Aの形成も加わって、83年までに私有農地のおよそ半分、



篇谷 栄一（つたや えいいち）

東北大学経済学部卒業、1971年農林中央金庫入行、熊本支店長、農業部副部長を経て、96年7月農林中金総合研究所基礎研究部長、常務取締役、特別理事などを経て、現在、農的デザイン研究所代表

〔主な著書〕

「地域からの農業再興」共生と提携のコミュニティ農業へ（以上創森社）「日本農業のグランドデザイン」（農山漁村文化協会）「農的社会をひらく」（創森社）など

46%がC P Aに集中することになった（各種協同組合については、次回に解説予定）。ただ、「76年憲法においても、また農地改革法においても、私有農の存在を尊重することがうたわれていたが、依然として大規模な国営農場優先の政策に変わりはなく、小農に対してはC C Sへの統合が、さらにはC P Aへの、最終的には国営農場への統合が期待されていた」（後藤氏の前掲論文）というのが実情だった。

80年代半ばから90年の経済危機までの時期は「修正過程」とされ、75年体制の修正と60年代からの中央集権体制の見直しの模索が続いた。これについての結論は結局、出ないままで、ソ連と東欧諸国の崩壊による経済危機を迎えることになった。

「修正過程」では主として不正対策や生産性向上対策が講じられたが、農業部門では農産物自由市場が閉鎖され、その後はまたその再開についての議論が展開された。こうした中で、国営農場の規模拡大はさらに進行し、89年末には農地のシェアは国営農場82%、C P A 8%、C C S 7.5%、自営農2.5%となった。